

# 令和3年2月 四万十市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和3年2月8日(月)午後2時30分～午後3時15分  
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
3	井上 靖好	11	伊勢脇精藏	18	福留 宣彦
4	加用 雅啓	12	土居 忠栄	19	畠中 温喜
6	谷崎 容子	13	清水 優志		
7	遠地 美千代	14	新玉 年一		
8	弘田 美和	15	正木 卓夫		
9	山本 官	16	岡崎 誠		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	7	田邊 次男
2	武井 健治	8	竹村 光一
3	小野 芳夫		
4	濱田 正史		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	5	安藤 久徳		

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	宮地 秀之	6	山口 昇彦		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	東 昭伸
事務局長補佐	渡辺 昌彦		
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～2番)  
 第2号議案 国有財産の貸付申込について(1番～2番)  
 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1番)  
 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～2番)  
 第5号議案 非農地証明書の交付について(1番～3番)  
 第6号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～4番)  
 第7号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)

報告事項

その他

7 連絡事項

## ○事務局

只今から令和3年2月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

本日の欠席委員は、議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号5番 安藤 久徳 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。推進委員は、宮地 秀之 委員、山口 昇彦 委員より欠席の届出がありました。それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第6条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

## ◆議 長（福留会長）

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員は、議席番号15番 正木 卓夫 委員、議席番号16番 岡崎 誠 委員にお願いします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

番号1。土地の表示は、大字 有岡 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦12年の70歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人と農作業暦12年の妻の2人となっております。農機具につきましては、コンバイン、トラクター、田植え機、乾燥機、脱穀機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は493aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということです。申請地は現在休耕中ですが、取得後は譲受人が耕作していくということです。なお、周囲に農地はありません。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 利岡 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦50年の75歳の農家で、農作業への従事日数は250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は38aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。申請地は現在休耕中ですが、取得後は譲受人が耕作していくということです。なお、周囲に農地はありません。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

## ◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

## ◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1番ですが事務局の報告のとおりです。1月24日譲受人と会い聞き取り調査をしました。申請地の状況ですが耕作している農地でした。耕作従事状況ですが既に保有している農地についても効率的に耕作しています。

トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、もみすり機等保有していました。下限面積も問題ありません。取得後の農地の耕作についても周辺の農業上の利用に与える影響はありません。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

清水委員が詳しく説明してくれました。問題はありません。

◆議 長 （福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

1月27日に武井推進委員と譲受人に会いまして現地確認等行いました。申請地の現況は譲受人宅の北側に隣接していきい管理されています。今後も畑として耕作していくということで周辺に影響を与えることは無いと思います。また、譲受人は利岡地区で水稲や露地野菜を栽培している農家で後継者となる息子さんも一緒にやっています。担い手として期待が持てると思いますので、この案件は全く問題ないものと思います。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

山本委員の説明どおりで全く問題ないものと思います。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

事務局より議案の説明で誤りがあったということですので、事務局より訂正の説明をさせていただきます。

○ 事務局

番号2の議案ですが、説明の中で譲受人の耕作面積が38アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っておりますと説明しましたが、正しくは116アールです。38アールを116アールに訂正させていただきます。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、採決

をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〜〜 農業委員《全員挙手》〜〜

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◆議長（福留会長）

続きまして、第2号議案 国有財産の貸付申込について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

1 番国有財産の貸付申込について説明いたします。議案書は3ページになります。農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条の規定による改正前の農地法施行令（昭和27年政令第445号）第15条の2の規定により、国有農地の貸付けを受けようとする者は、国有財産貸付申込書を、農業委員会を経由して都道府県知事に提出しなければならないこととなっております。申込者が当該地を借り受けることが適当であることの証明が必要なため、農地法第3条の規定による権利の取得者として適当と認められるか否かを審議します。

それでは説明いたします。番号1。土地の表示は、大字 名鹿 以下議案書記載のとおりです。借受けを希望する土地、申込者等は議案書記載のとおりです。申込者は、農作業暦16年の41歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、管理機、畝たて機、軽トラックを所有しているとのことです。当該地は自宅から約2分の距離となっております。耕作面積は58aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、当該地はこれまでの状況と変わりなく申込者が耕作していくということですので、今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 名鹿 以下議案書記載のとおりです。借受けを希望する土地、申込者等は議案書記載のとおりです。申込者は、農作業暦40年の60歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、乾燥機、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。当該地は自宅から約2分の距離となっております。耕作面積は91aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、当該地はこれまでの状況と変わりなく申込者が耕作していくということですので、今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八束地区担当）

1番2番の申請地の状況ですが、現在きれいに耕作されています。1番2番とも申請者が既に保有している

農地についても効率的に耕作されており、今回借受しようとする農地についても効率的に利用して耕作していくものと認められます。また下限面積も周辺地域との関係も問題なく、借受後は畑として耕作していくとのこと。問題ないものと思われま。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

問題ありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

私の方から質問かまわないでしょうか？国有財産の貸付の賃料はいくらぐらいなのでしょう？

○事務局

県の方から過去 10 年間の使用料、土地の賃借料の請求額ですが、細かな数字までは覚えていませんが、2 万円ちょっとという請求書が来ておりました。以上です。

◆議長（福留会長）

安いですね。我々の個人的な貸し借りは安いとしても反当り 1 万円から 1 万 5 千円しますが。

◆議長（福留会長）

他にご意見・ご質問が無いようですので、第 2 号議案 国有財産の貸付申込につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、国有財産の貸付申込につきまして、原案のとおり適当であることを証明することといたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号 1 土地の表示は具同西ノ江 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1 月 27 日 会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お

手元の資料1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、貸家を建てるものです。場所については四万十自動車学校から150mほど南東方向に位置する農地です。申請地の北側は市道、東側は宅地、南側は山林、西側は宅地と申請人所有農地となっています。生活雑排水は合併浄化槽を設置の上、市道の既設側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われます。申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地（第2種農地）であり、転用が許可できる土地ということでもあります。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

ここについては特に問題ないものと思われます。排水についても既設の排水路に流すということで、土地についても取り仕切った所です。一部農地が残るような形になりますが、所有者が同じで4条の転用については問題ありません。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員の中村・具同・東山地区担当の宮地委員からは欠席のため「問題なし」と事務局へ報告がありました。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号1 土地の表示は古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月27

日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については高知ダイハツ販売(株)から北東方向へ400mほど行った所に位置する農地です。申請地の東側は幅16メートルの市道、西側は宅地への転用申請中の農地、北側、南側は宅地となっています。また生活雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われまます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでありまます。

番号2 土地の表示は古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。1月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については高知ダイハツ販売(株)から北東方向へ400mほど行った所に位置する農地です。申請地の西側は幅6メートルの市道、東側は宅地への転用申請中の農地、北側、南側は宅地となっています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われまます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでありまます。

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。  
「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号3番 井上委員(東山・下田地区担当)

詳細については先ほどの事務局の説明とおりです。1番と2番は隣接した土地であり、図面をもとに現地確認を行いました。問題はありませんのでよろしくをお願いします。

◆議長 (福留会長)

推進委員の中村・具同・東山地区担当の宮地委員からは欠席のため「問題なし」と事務局へ報告がありました。

◆議長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。  
ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第5号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページになります。番号1。土地の表示は、大字 手洗川 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、1月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人、大川筋地区担当の弘田委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 渡川二丁目 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、1月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人、具同地区担当の正木委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号3につきましては、1月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人、具同地区担当の正木委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号8番 弘田委員（大川筋地区担当）

ここは山と山の間の谷川沿いに在ってもとは栗の木を植えていました。それも枯れて相続前から手入れはされていないそうです。今では耕作も難しくなり、周りにも影響はありませんのでよろしくお願いします。以上です。

◆議 長 （福留会長）

「2番・3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）



2番についてですが立派な家が建っています。非農地として証明することは問題ありません。3番ですがここにも書いていますが、平成11年頃より駐車場、資材置場ということですが、ここは団地の一部でして、団地造成の時期から駐車場、資材置場として使っているということです。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第6号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書（案）は8ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は八東地区において、オクラ、ブロッコリーを栽培している認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの13、14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は令和3年2月8日から令和5年2月7日までの2年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

2番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、果樹を栽培している担い手農家です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は3名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、

お手元のタブレットの15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年2月8日から令和8年2月7日までの5年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

つづきまして3番について説明いたします。借受人は西土佐須崎地区において、米ナスを栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年2月8日から令和6年2月7日までの3年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続きまして4番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書(案)は8ページになります。それでは4番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は2名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。賃貸借期間は令和3年2月9日から令和13年2月8日までの10年間となっております。

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 加用委員(八東地区担当)

借受人と貸付人は親子です。借受人は新規就農者で去年度は地元農家に入って研修を受けており、本年度から就農するもので問題ありません。以上です。

◆議長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇小野委員(下田・八東地区担当)

問題ありません。

◆議長 (福留会長)

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

借受人が具同地区ですので2番については私から報告します。土地については中筋・東中筋地区担当の農業委員、推進委員のご意見を聞きまして、現地については既に借受けているということですが、みかん、仏手柑等が植わっています。2月4日に借受者と息子と面談をしました。今後も引き続き果樹を耕作していくということです。問題ありませんのでよろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

「3番の関係委員」ですが西土佐須崎地区担当の篠田委員は本日欠席となっております。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇田邊委員（西土佐須崎地区担当）

5日に篠田委員と現地確認をしました。事務局の説明どおりです。何ら問題はありません。借受者には期待するものです。よろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

「4番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 19 番 畠中委員（下田地区担当）

公社を通じての貸し借りですが、公社の貸付先は有限会社の法人であり大規模にやっています。問題ありません。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八東地区担当）

公社が入っていますので問題ないと思います。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第7号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第7号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は9ページになります。本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。それでは、議案書の10ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。右側の貸付先ですが、宿毛市の（有）おおぐし農園に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書11ページの借受選定理由書をご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

先ほども説明しましたように問題ありません。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

借受人は大々的に行っており問題はありません。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第7号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〜〜 農業委員《全員挙手》〜〜

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、報告事項がありましたら事務局よりお願いいたします。

○事務局

報告事項は特にありません。

◆議長（福留会長）

最後に、その他 委員の方から何かございませんか。無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年2月8日

議長 福留宣彦

署名委員 岡崎 誠

署名委員 正木 卓夫